

平成 26 年 9 月 1 日

社会保険労務士会員 各位

〒101-0061 千代田区三崎町 3-7-12
清話会ビル 4 階
労働保険事務組合
東京 S R 経営労務センター
03-3264-0751

事務局からのお知らせ

1. 平成 26 年度第 2 期労働保険料の納入について

平成 26 年度第 2 期労働保険料納入にかかる「労働保険料等口座振替のお知らせ」または「振込依頼書」については事業主会員宛に郵送にて 26 年 10 月 8 日に到着するよう目下作業を進めております。

なお、さきの納入通知書にてお知らせしましたとおり**納付期限は 10 月 31 日(金)**となっておりますので、事前に顧問先事業主への周知方について、よろしくご協力のほどお願いいたします。

引落資金として、小切手等にて入金をされる事業主会員には、現金化までに 3 日程度かかりますので早めの入金をするようご指導ください。

専用口座より引落がなされなかった事業主会員、また振込による納付により納付期限に間に合わなかった未着金の事業主会員のリストは 11 月 6 日に担当社会保険労務士宛に FAXにてお知らせする予定です。

口座引落がされました事業主会員には 11 月 11 日頃葉書にて領収書が郵送されます。

2. 労働保険料の口座引落のお勧め

年々、委託数の増加に伴い振込による事業所数も増加し、類似の名称の事業所も多くなり、振込の確認に手間取るなど、事務処理が遅れることがあります。事務処理を円滑にするため労働保険料を振込で納入している事業主会員には、振替手数料のかからない口座引落をお勧めくださるようお願いいたします。

裏面につづく

3. 口座振替金融機関の変更、新規登録について

平成 26 年度第 3 期労働保険料の口座引落金融機関の変更、または新規に口座引落を希望する場合は、「預金口座振替依頼書」(金融機関の確認印のある、収納企業名が『一般社団法人全国労働保険事務組合連合会東京支部』とゴム印のあるもの)を 11 月 28 日(金)までに事務局必着でお願いします。それ以降の到着分については、平成 27 年度第 1 期からの変更となります。同様に宛名等の変更も平成 27 年度第 1 期分からとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」の提出をお願いいたします。

なお、12 月 1 日以降の新規委託事業所につきましては、第 1 回目の保険料は振込で一括納付となります。

4. 新規委託時の入会金・会費について

入会金・会費は委託時に現金でお支払いください。

初回の労働保険料は「振込依頼書」を委託時にお渡しします。

◎入会金 ¥10,000 会費 一元 ¥1,500/月、二元 ¥2,200/月

【初回の労働保険料、入会金、会費の口座引き落としはできません】

5. 規格外等の留意事項について

事務所移転等により支部・電話番号が変更になった場合には、規格外を新たに作成してください。なお、経費は自己負担となります。(実費として¥1,296-です。)

規格外押印欄が成立届等は裏面になります。押印洩れのないようお願いします。(新規委託手続き等の場合は規格外をご持参ください。)

6. 押印依頼について

取得届等の押印依頼を郵送するときは、返信用の封筒を同封してくださるようお願いいたします。なお、19 年 4 月 1 日より取次ぎは行っておりません。